

家族支援に関する覚書

海上自衛隊横須賀地方総監部(以下「甲」という。)と水交会横須賀支部(以下「乙」という。)は、海上自衛隊員の家族支援について、下記のとおり合意した。

記

- 1 海上自衛隊の行動等に伴う警急呼集に際し、乙は甲が設置する児童一時預かり所に指定する水交会会員を派出する。
- 2 乙は、前項の支援を行うために「家族支援センター」を設置する。
- 3 甲は、乙が設置する「家族支援センター」の運営を支援する。
- 4 乙は「家族支援センター」による甲との調整を通じて水交会会員を派出するものとし、派出された水交会会員は甲の監督下で所要の家族支援を行う。
- 5 「家族支援センター」の運営については、別紙による。
- 6 「令和元年12月9日に、管理部長松浦正裕と水交会横須賀支部長加藤保の間で交わした「家族支援に関する覚書」は廃止する。

以上

本書の成立を証するため、甲及び乙はこの覚書2通を作成し、署名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年6月27日

甲 神奈川県横須賀市西逸見町 1丁目無番地

海上自衛隊横須賀地方総監部管理部長

三好 昇次



乙 神奈川県横須賀市西逸見町 1丁目無番地

海上自衛隊横須賀地方総監部管理部気付

公益財団法人水交会横須賀支部会長

松下 泰士



水交会横須賀支部家族支援運営要領

(組織)

第1条 水交会横須賀支部（以下「水交会」という。）は、水交会横須賀支部家族支援センター（以下「センター」という。）を設置し、センターの運営に関し横須賀地方総監部（以下「総監部」という。）の支援を受ける。

(目的)

第2条 センターは、海上自衛隊の行動等に伴う警急呼集に際し、海上自衛隊施設内に総監部が設置する児童の一時預かり所（以下、「児童一時預かり所」という。）の業務を援助することにより、隊員が職務に専念できる環境形成に寄与することを目的とする。

(用語)

第3条 この運営要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 援助会員
家族支援援助会員に登録された水交会会員
- 2 派出会員
児童一時預かり所に派出される援助会員
- 3 援助活動 受付業務、預かり物品の管理、環境整備、児童の見守り、配膳、着替え介助、トイレ付添い、その他、海上自衛隊側から支援依頼のある活動

(対象)

第4条 児童一時預かり所に預けられた隊員の児童全てとする。

(センターの業務)

第5条 センターは次の業務を行う。

- 1 会員の募集、登録
水交会は派出会員を募集、登録し、別紙様式により「派出会員一覧」を作成、維持する。

2 援助活動の実施要領及び留意事項

- (1) 水交会は総監部と調整し、派出会員に対して援助活動のための出頭場所、及び日時を通報する。
- (2) 指定場所に出頭した派出会員は、児童一時預かり所において、隊員の監督下で指示された援助活動にあたる。
- (3) 援助活動のうち、着替え介助、トイレ付添いなど性別に応じて配慮の必要が認められる活動については、基本的に同性があたるものとし、細部については監督する隊員の指示を得て行うものとする。
- (4) 援助活動において事故が発生した場合、総監部に対し必要な協力を行う。

3 所要の講習会及び訓練の企画、実施

水交会は、総監部が企画、実施する「ファミリー・サポート・センター事業における講習の実施について」(雇児職発0930第1号。23.9.30)に準じた講習及び緊急登庁支援訓練に所要の会員を参加させる。

(経費)

第6条 派出会員の児童一時預かり所に出頭するための交通費は、当該派出会員が支出する。

(個人情報保護)

第7条 総監部及び水交会は、本活動に関して収集した個人情報の管理について適正なそれぞれの部内措置をとる。

(連絡窓口の設置)

第8条 総監部及び水交会は、センター運営のための連絡窓口を設置する。

水交会横須賀支部家族支援センター設置規則

(センターの設置)

第1条 水交会横須賀支部と横須賀地方総監部(以下「総監部」という。)との「家族支援に関する覚書」(以下「覚書」という。)に基づき、水交会横須賀支部家族支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(目的)

第2条 海上自衛隊の行動等に伴う警急呼集に際して、海上自衛隊施設内に総監部が設置する児童の一時預かり所(以下、「児童一時預かり所」という。)の業務を援助することにより、隊員が職務に専念できる環境形成に寄与することを目的とする。

(センターの業務及び運営)

第3条 センターは、「覚書」別紙「水交会横須賀支部家族支援センター運営要領」によるほか、次の業務を行う。

- (1) 総監部との連絡調整
- (2) 援助会員の登録及び抹消事務
- (3) 関連団体等との情報交換
- (4) 活動に係る広報

2 常務幹事1名をセンター業務責任者に当てる。

(援助会員の登録)

第4条 援助会員に志願する会員は、所定の事項を記載した志願書をセンターに提出するものとする。

(援助会員の登録抹消)

第5条 援助会員が辞任するときは、その旨をセンターに届け出るものとする。

2 辞任後であっても、本活動を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。